

## 4.1 職業能力基準

### (1) 概要

2004年、大統領令 358号が発令され、その中で段階的に習得が行えるよう設計された教育制度構築を宣言した。これはフィリピンにおける職業教育訓練と高等教育間の、あらゆるレベルにおいて、単位の縦断を容易にするものである。

教育省 (Department of Education : DEPED)、労働雇用省技術教育技能開発庁 (Technical Education and Skills Development Authority : TESDA)、高等教育委員会 (Commission on Higher Education : CHED) は共同で、この職業教育と高等教育間の段階的な橋渡しの制度となるフィリピン国家資格枠組み (Philippine National Qualifications Framework : PNQF) を確立することで原則一致した。

伝統的に大学の学位課程は職業教育課程とは切り離して考えられていた。したがって職業課程修了者が大学に編入しようとしても、それまでに職業教育課程で履修した単位を大学学位課程に充当することはできず、同じ内容を重複して受講しなければならず、しばしば時間とお金の無駄が指摘されていた。

この新しい制度では縦断的に学習できるため、相互の単位充当が可能となり、この無駄な重複を解消できるようになった。また同時に学習者は職業国家修了証明書を手に入れることができ、引き続き上位職へ進むことを可能にしている。

フィリピン国家資格枠組み (PNQF) によってすべての認定資格が統一の国家システムに発展してきた。この枠組みに示されているのは、高等学校卒業証明書から博士称号を職場で導入する基準に至るまでの、すべての正規教育についてである。この計画はフィリピンにおける職業教育訓練のすべてのレベルでの資格を含み、レベルに応じて必要とされる技術と能力地図を準備している。

国家資格枠組みの中で、「資格とは、国が発表する基準に従って業務遂行に必要な一連の知識、技能、心構えを備えていることを証明するもの」とであると定義されている。この枠組みは、学習と中堅の技能労働経験に相互関係を持たせる役割を果たし、職業教育訓練計画と高等教育の両方の基礎的な枠組みとなっている。

この国家資格枠組みは、労働雇用省技術教育技能開発庁 (TESDA) 枠組みで学習済みのものを認めることにより、弾力的な職業教育資格進路を支援している。国家資格枠組みはフィリピンで与えられるすべての資格に対して国内的にも国際的にも首尾一貫して基準となる体制を確立してきている。この枠組みに記載されているすべての資格は高い質が保証されており学問上の水準、職業関連のみでなく、教育、評価及び資格証明受賞の質にも信頼性がある。フィリピン国家資格枠組みはフィリピン資格が国際的に認められるべく質の向上を目指し、国境を超えて技能資格を比較し相互に認められることでの熟練工の流動を援護している。

### (2) 職業教育訓練 (Technical Vocational Education and Training : TVET)

職業教育訓練 (TVET) は会社員・自営業に限らず、本質的に仕事のための教育と訓練であり、下記のように幅広い層に及んでいる。

- ・ 中等教育の卒業生で、それ以上の高等教育での学位科目履修を目指さない者
- ・ 中等教育の中退生

- ・ 高等教育の中退生
- ・ 学位課程の卒業生で特定の労働技能を目指す者
- ・ 就業中又は失業中の労働者で自身の技能の更なる向上、又は他の技能を修得したい者

職業教育訓練は公共から民間のものまでさまざまな運営されており、その形態は学校を基礎とするもの（School-based）と、そうでないもの（Non-School-based）の大きく2つのタイプに分けられる。

学校を基礎とするものとは、職業訓練施設を持つ訓練機関を指す。2002年6月現在で1,677校、受講経験者は286,316人、男性が6割である。このうち、単位や学位認定のない、職業技術訓練学校（Technical-Vocational Institution：TVI）が932校（このうち83.7%が民間で運営）あり、1～3年間のコースには229,161人が参加している。TVIでは学位認定のない短期プログラムも用意しており、これには48,480人が参加してきた。

また、大学や短大・研究機関を含む、高等教育学校（Higher-Educational Institution：HEI）は、745校あり、そのうち私立が82.6%を占める。なお、公立のHEIはいわゆる国立大学と呼ばれるもので、TESDAの管轄ではない。HEIでは聴講制度があり、TVIと同様、学位認定のないプログラムとして機能している。

一方、学校によらない（Non-School-Based）職業教育訓練の提供者とは、非政府組織（NGO）、産業訓練センター、地方政府、国家政府機関、宗教組織、TESDAの地方訓練センターを指す。このタイプの訓練機関は2001年時点で1,420あり、このうち418が民間、939が公共部門であった。提供されるコースの訓練期間は数時間のものから、数カ月間のものである。また、実施場所も多彩である。例えば2001年は全体で262,217人が参加しているが、そのうち202,790人が地域社会、31,366人が訓練センター、24,968人が企業、3,093人が企業と学校の2カ所で訓練に参加した。

フィリピン職業教育訓練は下記の原則に基づいてその訓練施設の適格性が判断される。

- ・ 訓練は適格基準で開発された履修過程に基づく。
- ・ 学習は枠組みの中での1つの構成単位である。
- ・ 訓練は各個人が自分のペースで行う。
- ・ 訓練は実際に行う仕事に準じて行われる。
- ・ 訓練に要する教材は適格基準と履修課程に直接結びつくものである。
- ・ 査定は産業基準に沿った仕事の結果に基づきなされる。
- ・ 訓練は講義と実地どちらも行われる。
- ・ 以前学んだ事柄と現在の能力を評価し認めることを考慮する。
- ・ 訓練には何回でも参加し退出することが許される。
- ・ 承認された訓練計画は国全体として認定される。

### (3) 適格基準の進展

労働雇用省技術教育技能開発庁（TESDA）は中級技術者のための能力基準整備を進めている。これは、実務能力について測るためのものであり、産業部門における重要な仕事

と職業に対応する各種資格に導入されている。この資格はフィリピン国家資格枠組みの中での特定レベルに対応している。現在フィリピンには4段階の基準がある。すなわち NC-I～IV（国家資格1類～4類）である。このレベル分けは、そのレベルで発生する責任と求められる能力について詳しく記述している。（表4-1参照）

訓練基準と評価方法は、TESDA 委員会で発表された国家訓練規則（Training Rule：TR）に定められている。この国家訓練規則は職業教育訓練計画の評価と証明及び特定の資格に対する履修過程の登録と伝達を進める役割を果たしている。

訓練規則（TR）は産業界と協議しつつ作成される。この訓練規則には国家資格、適格基準、訓練基準及び評価・証明手続が含まれている。同時に適格評価・証明、職業教育訓練計画の登録と伝達、履修課程の進展と評価手段の基礎になるものとして働いている。

下記の表は職業教育訓練に対するフィリピン国家資格枠組みに基づく基準を反映したものである。

表4-1 フィリピン国家資格枠組み分類

資格分類	詳細
NC-I	資格Ⅰを有する人間は下記のことを遂行できる。 ・通常予測しうる仕事はできる。しかし裁量範囲はほとんどない。 ・特定の仕様書に沿って忠実に仕事を遂行する。 ・通常管理者か上級者によって指示が簡単に行われ必要なら説明、提言が行われるような環境での任務の遂行をする。
NC-II	資格Ⅱを有する人間は下記のことを遂行できる。 ・選択に迷うことなくそれ程複雑でない通常の任務を行う。 ・生産品の質に関してある程度の説明を伴う仕事を行う。 ・個人の責任や自主性、グループやチームの一員として他の人々と一緒に働く。
NC-III	資格Ⅲを有する人間は下記のことを遂行できる。 ・やや複雑で選択の自由もある仕事で高いレベルでの能力を持って幅広く熟練作業を遂行する。 ・仕事の工程を理解し問題解決にも寄与し工程、準備、使用すべき材料を決定しうる仕事の遂行をする。 ・自己の責任にとどまらず他の人の任務やグループ、チームの調整を含むチーム参加にもある程度係る任務の遂行をする。
NC-IV	資格Ⅳを有する人間は下記のことを遂行できる。 ・各種活動ができ複雑で非日常的な幅広い内容にも適応できる。 ・自分と他人の活動を組織化し指導と手引ができ非日常的万一の場でも技術解決に寄与しうる。 ・現在の業務の評価と分析ができ新しい基準と手続の進展を含む仕事の遂行をする。 ・組織と他の人の業務に対する責任にも対応できる。

#### 4.1.1 制度概要

##### (1) 訓練規約

訓練規約とは、訓練が適正に行われたかを計るため、1) 自己評価手引 2) 評価取決め 3) 筆記試験 4) 査定者手引 5) 点数表の 5 つについて定めたものである。

産業界では部門別評価の改善努力が続けられている。労働雇用省技術教育技能開発庁 (TESDA) は産業団体と正式に協定を結び、両者の影響範囲で能力評価方法に公的な権限が与えられるよう準備を進めている。現状では国家評価委員会 (National Assessment Board : NAB) が観光旅行、情報通信技術、農業部門で試験的な試みを行っている。TESDA に関する法律第 22 章は“国家取引技術テストと証明制度は TESDA 事務局によって発行される”と規定している。つまり TESDA は国家証明書すなわち能力証明を発行できる唯一の権限を持っている。

国家評価証明計画で試験に合格した被査定者にはフィリピン資格許可証が発行されている。現在の能力に加えこの許可証によって技術力のある労働者の雇用と訓練履歴が管理できるようになった。

現在は能力評価と認可プログラムに関する情報や、有資格者求職情報を管理しやすくした、オンラインの評価情報管理システム (Assessment Information Management System : AIMS) の導入が進んでいる。

##### (2) 職業技術訓練学校

TESDA は職業教育訓練計画の質を高めるため、「統一 TVET プログラム登録認定制度」 (Unified TVET Program Registration and Accreditation System : UTPRAS) を導入した。職業技術訓練を提供するすべての機関は、TVET の規定条項基準に従うよう義務付けられており、発表された訓練規則と能力を基礎に作成された基準にも合致するプログラム作成がなされる。この際、事前に履修課程計画、教職員資格、運動場施設、道具・用具備品、それらに類する必要事項が規則に従っているかを考慮しなければならない。

職業技術訓練学校 (TVET) はプログラムを提出する前に必要条件を満たしていなければならない。必要条件を完全に満たした時点で登録証明書が発行され、そのプログラムが TESDA 登録プログラム大要に公式に掲載される。その後も規定に準じているかの審査、場合によっては TESDA 苦情査定という規制も受けることになる。

##### (3) 必要最低条件以外

基準クリア認定はプログラムを提供する機関すなわち学校又は技術教育訓練機関に委託される。この認定は学校そのもの、及び個々のプログラムにも与えられる。実績が一定の基準に達していれば、その機関やプログラムは基準クリアの認定を授与されることになり、他方その機関又はプログラムが基準に達していなければ是正措置がとられるまで基準クリアの認定は保留される。

フィリピンの基準クリア認定システムはさまざまな要求に対し、いかに答え訓練活動を発展させるかをその骨格とする。基準クリア認定は次の 2 つの段階で発生する。

- ・政府既定の必要最低条件に準じた、自己評価意図書の提出
- ・現場訪問を含む外部による検証

基準クリア認定が得られるということは、そのスタッフ、生徒、雇用主グループ、地域社会、システム行政官にも価値が与えられることになる。

統一 TVET プログラム登録認定制度 (UTPRAS) は任意の基準クリア認定で構成されており TESDA が認める合格基準認定団体による自己評価と外部審査を経ることで、さらにプログラムの質を高める意図がある。このシステムによって基準認定の高い地位が広く認められ、TVET 計画はプログラム登録の最低条件はもとより、さらに高水準のものとなる。

TESDA は 41 カ所の技術優秀センター (Centers of Technical Excellence : CenTEEx) に基準クリア認定制度を適用した。CenTEEx は TESDA が監督する機関でありプラチナ受賞水準に達している。フィリピン品質受賞水準には 4 段階がある。

・ **ブロンズ受賞水準（引き受けレベル）**

プログラム登録必要条件を守る必要がある。必要条件とは計画—実行—チェック—行動というサイクルの中で 5 つの構成要素を完全に展開する。5 つとは文書（品質用の手引きと手続き用の手引き）、文書管理、顧客満足度、監視、内部監査である。同時に基準クリア認定されたプログラムがフィリピン TVET 品質枠組みと歩調を合わせねばならず学校は品質管理責任者と品質保証ワーキンググループを指名せねばならない。

・ **シルバー受賞水準（熟達レベル）**

ブロンズ受賞水準での 5 つの構成要素を展開する際に 2 つの改善課程とともに引き続きプログラム登録必要条件を守る必要がある。経営者は顧客からの反応、監視、内部監査で発見されたものを行動に移し種々再検討せねばならない。共通の利害関係者の基準が統一されスタッフの品質訓練が品質構成要素に加えられねばならない。

・ **ゴールド受賞水準（精通レベル）**

プログラム登録必要条件を引き続き守る必要があり絶え間なく改善するため PDCA 工程すなわち計画する—実行する—確認する—行動する の 4 つの工程を完全に履行しよく練習して基準化する。

・ **プラチナ受賞水準（プログラム卓越センター）**

このレベルではフィリピン職業教育訓練 (TVET) 品質裁定が適用され 7 つの基準に従って評価される。指導力、戦略、顧客満足度、情報分析、人的資源開発、過程、及び実施結果

**(4) 品質保証のフィリピン技術教育及び技能開発枠組み**

職業教育訓練部門を改革するために法律によって創設された国家機関としての TESDA は 1998 年品質保証技術教育及び技能開発制度を提議した。その骨格はフィリピンにおける技術教育訓練の受講者・修了者の経歴や訓練成果をデータ化して提供している。これによると、その成果として労働者の生産性と収入・雇用・高等教育への機会の 3 つが向上したことが読み取れる。こういったデータは、以下の用途などに活用される。

- (a) 技術専門家、顧問団を通じての産業協議
- (b) 職業能力基準の使用
- (c) 発表された訓練規定の使用
- (d) 統一職業教育訓練プログラム登録
- (e) 能力評価

- (f) 職業教育訓練認定
- (g) 能力に基づく訓練の伝達
- (h) 過去の学習の認定（RPL）、現在の能力の認定（RCC）

下記はフィリピンの基準クリア認定と認可制度の一連の流れの例である。

- ・ 産業界に能力基準を示す
- ・ 基準を履修課程、教員、施設、備品、教材、評価指針のための職業教育訓練画最低限要求する線に沿って変える
- ・ TESDA に必須プログラムを登録する
- ・ 技術教育訓練（TET）に能力に基づく技術教育訓練サービスを伝える
- ・ 訓練を受けている人がその能力を実際に示す資格を与える
- ・ 各労働者の個人能力を評価し証明書を出す
- ・ プログラム基準クリア認定を行う

#### 4.1.2 整備状況

表 4 - 4 TESDA の訓練規定

職業教育訓練資格	職業教育訓練資格
自動車	建築
鋳物・型作り（NCⅡ）	足場組立て（NCⅢ）
鋳物・型作り（NCⅢ）	強化鉄棒取付け（NCⅡ）
鋳物—鋳型（NCⅡ）	タイルはめ込み（NCⅡ）
鋳物—鋳型（NCⅢ）	石工職（NCⅠ）
鋳物—溶接/鋳造（NCⅡ）	石工職（NCⅡ）
鋳物—溶接/鋳造（NCⅢ）	石工職（NCⅢ）
ブリキ細工（自動車製造）（NCⅡ）	大工職（NCⅡ）
プラスチック機械操作（NCⅡ）	大工職（NCⅢ）
プラスチック機械操作（NCⅢ）	配管工（NCⅠ）
自動車機械組み立て（NCⅡ）	配管工（NCⅡ）
自動車機械組み立て（NCⅢ）	配管工（NCⅢ）
自動車機械電気組み立て（NCⅡ）	建築塗料（NCⅡ）
自動車機械電気組み立て（NCⅢ）	建築塗料（NCⅢ）
塗装機械操作（NCⅡ）	建築（NCⅡ）
実験室計量/測定（NCⅡ）	建物ワイヤー取付け（NCⅡ）
工程検査（NCⅡ）	技術製図（NCⅡ）
自動車整備（NCⅠ）	重機整備（NCⅡ）
自動車整備（NCⅡ）	艀装（NCⅠ）
自動車整備（NCⅢ）	電動設備・保守（NCⅡ）
自動車整備と液化天然ガス（NCⅢ）	電動設備・保守（NCⅢ）

自動車整備（NCIV）	電動設備・保守（NCIV）
自動車車体修理（NCII）	写真電流システム取付け（NCII）
自動車エンジン組み立て直し（NCII）	写真電流システム整備（NCIII）
自動車車体塗装/仕上げ（NCI）	写真電流システム設計（NCIV）
自動車車体塗装/仕上げ（NCII）	パイプ整備（NCII）
自動車車体塗装/仕上げ（NCIII）	重機操作（HEO）
熱処理（NCII）	後転積載機（Back Hoe Loader）（NCII）
<b>金属工学</b>	塗装用ロードローラー（NCII）
ガスタングステンアーク溶接（NCII）	ブルドーザー（NCII）
ガスタングステンアーク溶接（NCIII）	水圧掘削機（NCII）
シールド金属アーク溶接（SMAW）（NCI）	回転積載機（Wheel Loader）（NCII）
シールド金属アーク溶接（SMAW）（NCII）	フォークリフト（NCII）
シールド金属アーク溶接（SMAW）（NCIII）	電動地ならし機（NCII）
シールド金属アーク溶接（SMAW）（NCIV）	トラック搭載クレーン（NCII）
流動コア溶接（FCAW）（NCI）	Screed（NCI）
流動コア溶接（FCAW）（NCII）	コンテナ積み重ね作業（NCII）
流動コア溶接（FCAW）（NCIII）	ガントリー起重機（NCIII）
ガス溶接（NCI）	Rigid On-Hiway ダンプトラック（NCII）
ガス溶接（NCII）	Rigid Off-Hiway ダンプトラック（NCIII）
ガス金属アーク溶接（GMAW）（NCI）	牽引車ダンプカー（NCII）
ガス金属アーク溶接（GMAW）（NCII）	コンクリートポンプ（NCII）
ガス金属アーク溶接（GMAW）（NCIII）	道路舗装（NCII）
機械仕上げ（NCI）	起重機塔（タワークレーン）（NCII）
機械仕上げ（NCII）	Rough Terrain タワークレーン（NCII）
機械仕上げ（NCIII）	無限軌道車クレーン（NCII）
サブマージアーク溶接（SAW）（NCI）	輸送ミキサー（NCII）
サブマージアーク溶接（SAW）（NCII）	<b>暖房・空調・冷房（HVAC）</b>
機械製図（NCI）	冷却、冷房整備（NCI）
工場保全（NCI）	精密冷房装置/圧縮機冷却・蒸発（NCII）
圧搾機操作（NCI）	輸送冷却・冷房（NCII）
工作機械・打ち抜き機製作（NCII）	通風管整備（NCII）
コンピューター数値制御プログラム作成	冷却、冷房窓（NCI）
コンピューター数値制御プログラム機械化	製氷工場冷蔵
<b>電子工学</b>	<b>農業・漁業</b>
機械整備（NCII）	農産物生産（NCI）
機械整備（NCIII）	農産物生産（NCIII）
機械整備（NCIV）	水栽培（NCII）
用具制御整備（NCII）	園芸（NCII）

用具制御整備（NCⅢ）	園芸（NCⅢ）
用具制御整備（NCⅣ）	畜産（NCⅡ）
消費者電子品整備（NCⅡ）	漁業（NCⅠ）
消費者電子品整備（NCⅢ）	漁業（NCⅡ）
消費者電子品整備（NCⅣ）	動物健康管理（NCⅢ）
<b>加工食品・飲料</b>	釣り具補修・手入れ（NCⅢ）
食品加工（NCⅠ）	害虫管理（NCⅡ）
食品加工（NCⅡ）	漁港・波止場作業（NCⅠ）
食品加工（NCⅢ）	米作機械操作（NCⅡ）
食品加工（NCⅣ）	風景設備保全（NCⅡ）
屠殺作業（NCⅡ）	<b>観光業（ホテル、レストラン）</b>
漁業生産物梱包（NCⅡ）	バリスタ
<b>健康・社会事業その他地域発展サービス</b>	商業ベースの料理（NCⅡ）
バランス単位健康サービス（NCⅡ）	商業ベースの料理（NCⅢ）
健康管理サービス（NCⅡ）	商業ベースの料理（NCⅣ）
健康マッサージ（NCⅡ）	飲食サービス（NCⅡ）
調剤サービス（NCⅡ）	飲食サービス（NCⅢ）
生物・医学機器サービス（NCⅡ）	飲食サービス（NCⅣ）
緊急医学サービス（NCⅡ）	パン/ケーキ（NCⅡ）
マッサージ療法（NCⅡ）	バーテンダー（NCⅡⅡ）
眼科レンズサービス（NCⅡ）	旅行業務（NCⅡ）
歯科研究技術サービス（NCⅠ）	ツアーガイドサービス（NCⅡ）
歯科研究技術サービス（義歯/器具）（NCⅡ）	家政婦（NCⅡ）
歯科研究技術サービス（義歯/復元）（NCⅡ）	家政婦（NCⅢ）
挿絵（NCⅡ）	家政婦（NCⅣ）
温泉療法	Front（NCⅡ）
家事サービス（NCⅡ）	行事管理サービス（NCⅢ）
簿記（NCⅢ）	アトラクション・テーマパーク運営（NCⅡ）
警備保障（NCⅠ）	観光推進（NCⅡ）
警備保障（NCⅡ）	<b>情報・通信技術</b>
写真	コールセンター代理店最終コース（NCⅡ）
理髪（NCⅡ）	交信センターサービス（NCⅡ）
理髪（NCⅢ）	医療転写最終コース（NCⅡ）
美容（NCⅡ）	法律転写最終コース（NCⅡ）
美容（NCⅢ）	計算機援用設計（CAD）
<b>空輸、陸上輸送</b>	2次元アニメーター（NCⅢ）
航空機保全技術	3次元立体効果アニメーター（NCⅢ）
航空機体保全コース	アニメーション動画（NCⅡ）



運転（NCⅡ）	2次元動画（NCⅢ）
運転（NCⅢ）	3次元動画（NCⅢ）
2輪単車、小型エンジン整備（NCⅡ）	2次元アニメーション製造（NCⅢ）
<b>海上</b>	ソフトウェア開発者入門コース（NCⅣ）
船乗り（甲板）（NCⅠ）	Java
船乗り（甲板）（NCⅡ）	Microsoft Net
船乗り（甲板）（NCⅢ）	Cobol（コボル言語）
船乗り（エンジン）（NCⅠ）	Oracle
船乗り（エンジン）（NCⅡ）	<b>コンピューター英語熟達度</b>
船乗り（エンジン）（NCⅢ）	コンピューター機器整備（NCⅡ）
海上電気	コンピュータープログラム作成（NCⅣ）
<b>履物、革製品</b>	有線テレビ取付け（NCⅡ）
履物製造	有線テレビ操作、保全（NCⅢ）
<b>家具、備品</b>	ビジュアルグラフィックデザイン（NCⅢ）
家具仕上げ	広帯域（ブロードバンド）取付け（NCⅡ）
<b>花火製造</b>	<b>衣服</b>
花火製造（NCⅡ）	洋裁（NCⅡ）
<b>言語技術</b>	仕立て（NCⅡ）
英語	法律転写最終コース（NCⅡ）
日本語、日本文化	<b>公益事業</b>
アラビア語、サウジ/湾岸諸国文化	ジーゼル発電所操作、保全（NCⅡ）
スペイン語	ジーゼル発電所操作、保全（NCⅢ）
中国語、中国文化	ジーゼル発電所保全（NCⅢ）
韓国語、韓国文化	送電線取付け、保全（NCⅡ）
ドイツ語、ドイツ文化	送電線取付け、保全（NCⅢ）
イタリア語、イタリア文化	

\*出典：Pangulong Gloria Scholarship per TESDA Order No.59 Series of 2009

#### 4.1.3 利用状況

2004年12月時点、職業教育訓練の利用者向けに12,130の職業教育訓練プログラムが登録されている。このうち技術教育技能開発庁（TESDA）は2003～04年の間、生徒経済支援に13,780回の奨学金を、アジア開発銀行技術教育及び技能開発計画に4,946回の奨学金を与えている。

##### (1) 利用法

2001年学校を基礎とする職業教育訓練機関の登録は29万6,000件以上あったがそれが2002年には43万9,000件、さらに2003年には49万2,000件に上った。この3年間に72%の伸びを見せたことはフィリピン人がこの訓練を積極的にとらえていることを意味している。

また、この訓練により、海外でも通用する技術を身につけられたことで、国内外の就業

機会に結びついていることから明白である。各地域で訓練の需要は増しており、過去 2 年間で 20 万件の申込数が記録されたのは、この訓練の利用可能性が大きいことを示している。

## (2) 関連事項

労働市場での若年就業率から、労働市場に職業教育訓練が介在することでそれなりに効果を発揮していることがわかる。職業教育訓練に申し込む人はこの国の労働力の 14～24 歳が大半である。TESDA が行った 2002 年訓練修了者追跡調査では就労率は訓練センター卒業生で 58.28%、TESDA 学校卒業生では 62.73%、民間職業講習受講者では 57.60% で平均すると 60%であった。若年層の就業率は推定 75%で 2004 年の平均就労率より低い。TVET 利用者は平均 78%であり、TVET は優良なコースプランを立てていることを示している。表 4-5 は公式の TVET プログラム卒業生の労働市場での結果である。

表 4-5 TVET 修了者タイプ別労働市場での結果

卒業生の種類	就労率 (%)	履修コースに直接関連する産業・企業への就業率 (%)	技術使用率 (%)
TESDA 訓練センター修了	58.28	39.47	80.04
TESDA 学校卒業	62.73	45.21	83.24
民間職業講習受講者	57.60	41.93	77.46
生徒経済支援 (PESFA) 修了	57.58	44.83	73..87

\*出典：Highlight of GTS 2002

## (3) 質の高さ

質の高い仕組みを示す一環として、技術教育技能開発庁 (TESDA) はすべての TVET プログラムが産業界の求める基準を満たしていることを確約している。質の高いプログラムは確実に増加しており 12,000 以上の TVET プログラムが既に全国各地で登録された。他方、ほとんどの国立大学では TVET プログラムは登録されていない。フィリピン TVET 技術教育及び技能開発品質保証に沿ったプログラム基準クリア認定は、順次認定レベルを許可してそれなりの結果を出している。2003 年には 5 つの講座が、2004 年第 1 四半期には他の 23 の講座がブロンズ受賞水準 (引き受けレベル) を認められた。これによりブロンズ受賞水準を許可された講座は 28 に上っている。

## (4) 公正さ

公正に質の高い TVET プログラムを広く提供するため、TESDA は奨学金を実施しており、私学生徒経済支援 (Private Education Student Fund Assistance : PESFA)、アジア開発銀行の技術教育・技能開発奨学金計画 (Asian Development Bank-Technical Education and Skills Development Project : ADB-TESDP) といった経済支援を行ってきている。1999～2000 年から、PESFA は年間 13,800 人の受講者に経済支援を実行した。ADB-TESDP は 2002～03 年に 4,946 件の援助を行った。ADB-TESDP は 2001 年から 2007

年の期間に 2 万人の学生に提供することを目標とした。

表 4 - 6 職業教育訓練（TVET）入学者数

地域	入学者数				
	2002	2003	2004	2005	2006
I	63,863	64,876	52,027	85,974	90,788
II	29,381	55,161	74,492	62,440	84,861
III	124,458	113,191	120,325	140,650	179,242
IV-A	181,367	144,914	131,500	161,707	161,717
IV-B	-	48,201	39,780	61,326	62,081
V	85,390	109,829	63,782	105,345	112,392
VI	108,013	99,962	93,971	195,035	144,539
VII	50,997	106,740	143,523	94,540	114,063
VIII	45,090	62,016	53,178	67,349	68,606
IX	38,248	46,029	40,719	63,875	64,666
X	60,981	65,863	42,162	91,283	91,083
XI	53,261	61,785	55,471	104,708	112,079
XII	42,103	42,556	38,359	49,371	53,276
マニラ首都圏	205,634	227,660	210,727	315,819	296,016
山岳行政地区	29,385	32,091	30,175	38,334	49,512
CARAGA	48,055	37,214	30,247	45,626	45,854
ミンダナオ イスラム自治区	-	-	-	-	6090
合計	1,166,226	1,318,088	1,22,0438	1,683,382	1,736,865

\*出典：TESD Statistics. [www.tesda.gov.ph](http://www.tesda.gov.ph)

表 4 - 7 TVET 修了者数

地域	修了者数				
	2002	2003	2004	2005	2006
I	103,698	62,183	35,682	71,495	75,953
II	17,092	48,617	64,233	67,481	77,240
III	94,827	66,175	66,233	67,481	77,240
IV-A	145,726	94,483	31,743	105,588	107,217
IV-B	-	41,907	65,167	59,775	57,389
V	117,645	107,507	50,930	91,328	95,999
VI	137,188	87,248	84,686	175,724	124,341
VII	58,468	97,293	90,729	102,418	115,264
VIII	36,272	54,667	50,881	59,800	62,033
IX	35,308	44,113	37,449	48,606	53,025
X	55,987	54,729	31,414	80,149	64,432
XI	38,947	38,723	30,427	73,328	76,302
XII	37,215	30,451	24,183	36,381	42,137
マニラ首都圏	71,277	117,480	127,533	212,062	172,604
山岳行政地区	34,592	31,583	24,718	34,878	43,337
CARAGA	36,602	29,402	23,890	36,876	40,605
ミンダナオ イスラム自治区	-	-	-	-	6,004
合計	1,020,844	1,006,561	839,898	1,354,344	1,342,626

\*出典：TESD Statistics. [www.tesda.gov.ph](http://www.tesda.gov.ph)

#### 4.2 職業能力評価・資格制度及び実施状況

TESDA はフィリピン職業教育訓練資格認定制度を通じて中堅レベルの技術労働者の能力評価と検定を行えるよう整備を進めている。職場で要求される能力基準を訓練修者がクリアしているかどうかの判定には一定の手順が必要である。例えば観察結果、質疑、実演、第3者による評価報告、能力保持を証明する筆記試験などである。実務能力は国家資格である、国家証明（National Certificate：NC）と、国家資格ではないがそれに準ずる、能力証明書（Certificate of Competency：COC）によって証明される。NC と COC は実務能力が一定基準を満たす人に与えられる。TESDA はこの資格証明書を持つ労働者登録を把握しており全国に有資格労働者情報が提供されている。

各部門に渡る査定者の資格証明、評価センター、評価場所、評価手段の進歩、査定者としての TVET 訓練者の資格、国家評価局（NAB）による認知がこの制度に必要なものである。

### (1) 能力評価証明の取得

評価は知識と技術について行われる。受験者は先に知識に関する評価（筆記）を受け、次に技術に関する評価（実技）を受ける。もし筆記で不合格となった場合も、実技試験を受けることができるが、その1カ月後再び知識に関しての評価を受ける必要がある。また、それまでの訓練や実務経験が認められるためには、関連分野の訓練・経験証明書が必要である。なお、書類は原本、写しの2通を提出しなければならない。

### (2) 無料評価サービス（FAST）プログラム

TESDA は訓練を受けたが卒業できなかった人でも特定技術に熟達し国家証明（NC）又は能力証明書（COC）の技術評価に合格した人を救済している。TESDA は若い学校中途退学者、海外からの帰国労働者、失業中又は不完全雇用のフィリピン人のため職業訓練プログラムを通じて技術訓練を提供しており国内と海外での市場に根ざした労働者の技術向上を追求している。

TESDA の無料評価サービス（Free Assessment Service of TESDA : FAST）は学校での訓練員と学生及び TESDA で評価される技術や必要要件を持っている人両方の技術能力評価プログラムである。TESDA は職を求めている人に信頼性を与えるための証明書を発行する。少なくとも国家資格IV水準保有者（評価する者は評価を受ける者より1段高い国家資格を所有すべき）が評価を行い評価者する人は最低2年の産業実務経験を持ち能力評価コースを経験した人である。

例えば商業ベースでの料理においては、有資格シェフ評価者が技術評価を行うことができ口頭、筆記試験と実演結果を評価する。評価者として生徒の専門技術を彼が身振り手振りでどうナイフを持っているか、マヨネーズと野菜サラダをどう作るのかを評価するのが大切であって出来上がったものの味だけで評価してはいけない。技術評価は能力に基づくものでその受験者が任に堪えずぐ仕事ができるかどうかにつき資料を集め判断することから始まる。能力不足のためある面での評価に合格しなかった人はその技術結果を再検討し合格するまで再度評価を受けることは可能である。

TESDA には次のような技術に関しての評価手段と評価者が存在する。散髪、整髪、型紙作成、溶接、家庭電子品整備、園芸、水産物捕獲、害虫管理、景観導入・保全、マッサージ、観光ガイド、警備保障、履物製造、屠殺などである。現在 215 に及ぶ TESDA 訓練規定があり評価条項がある。

### (3) 評価者の資格プログラム

TESDA の目的の1つは、効果的に訓練と評価を行うための有資格訓練者と評価者に対する要望にうまく対処することである。訓練者、評価者としての TVET 訓練者の完全な資格は 2006 年の TESDA 伝達 No.05 の発行で強調されている。フィリピン TVET 訓練者資格枠組み（Philippines TVET Trainers' Qualifications Framework : PTTQF）を採用することで、すべての訓練に訓練者資格枠組みの少なくとも訓練者資格レベル 1（Trainers' Qualification I）に適應するよう要求している。この伝達 No.05 は 2006 年 6 月 5 日 TESDA 伝達 No.24 で強化され TVET 訓練者と評価者の訓練、評価、認定が確実に実行されるための地方での訓練者・評価者の根幹が確立されるよう要請している。

基本的に国家 TVET 訓練者・評価者資格プログラム（National TVET Trainers' / Assessors' Qualification Program）が要求するのは、訓練する側の人はその取り扱うプログラムレベルの 1 ランク高い職業資格を持たねばならないという原則である。そのために訓練者がふさわしい職業資格を取れるような一連の活動も同プログラムに盛り込まれており、訓練者に訓練者資格裁定に必須要件である訓練方法論を提供し、制度上の評価要件のためだけでなく能力評価方法論での包括的な訓練を通じ認定された国家能力評価者として適格になるよう準備している。また、段階的にプログラムを伝える高等教育協会と国立大学での有資格指導者に必要な条件も記している。

まとめると国家 TVET 訓練者・評価者資格プログラム（NTTAQP）には以下の 6 つの目標がある。

- ・ フィリピン TVET 訓練資格枠組みを効果的に履行する。
- ・ 訓練方法論における訓練者の訓練プログラムと裁定資格を伝える。
- ・ フィリピン TVET 資格枠組み（PTQF）の下で訓練者がそのふさわしい職業資格を確実に取得する。
- ・ 評価者方法論における評価者訓練プログラムと裁定資格を伝える。
- ・ 国立大学及び高等教育協会でも順次段階式に上ようになっていくプログラムがうまく伝達されるよう指導者に資格を与える。
- ・ 訓練者と評価者に必要な根幹となるものを作り上げ、TVET の全部門が地方において効果が発揮されるようにする。

#### （4）現状

2006 年 TESDA 資料 No.24 の中で、国家 TVET 訓練者・評価者資格プログラム（NTTAQP）の実行に関しての指針を通じてこのプログラムが試験的に打ち出された。2006 年 6 月国家 TVET 訓練者学会で基準に合格と認定された訓練者に最初の査定が出された。この学会は以前『国家技術教育及び技術職業教育訓練職員開発センター』（National Center for Technical Education and Staff Development of the National Institute for Technical Vocational Education and Training : NCTESD-NITVET）として知られていたものである。このプログラム創設は NCTESD-NITVET が能力評価検定事務所と資格基準事務所との共同協力で先頭に立って進められたものである。

NTTAQP が打ち出されて以降、一連の書類が発行され 2007 年 12 月 31 日までにすべての公及び民間 TVET 訓練者の検定制度は確実なものとなった。実施以来 26 カ月、その目標達成にはいまだ遠いが全国での公共・民間 TVET 訓練者推定 21,870 名の 23%に当たる 5,800 名の TVET 訓練者が資格を得ている。指導者免許が取れば、TVET 施設で教えることが可能になるということが強調されなければならないが、残念ながら TVET で教えている訓練者の 77%はいまだその資格を持っていない現状があり、前途多難である。

#### 4.2.1 制度概要

訓練サービス、能力評価、認可作業を完全なものにするのが技術教育技能開発庁（TESDA）に与えられた主な権限である。能力基準を積極的に発展させ適切な評価手段を明確化すれば TVET 部門の実行可能な能力評価の基礎構造が見えてくることになる。

2005年5月 TESDA 委員会は能力に基礎を置いた TVET 制度に移行する方法を準備した。そこではこの問題に関連する能力基準に規定されている様に能力必要条件がすべての国民の資格、能力評価管理と認可活動の出発点としている。同委員会は決議 No.2005-07 でフィリピン TVET 資格認定制度（Philippine TVET Qualification and Certification System：PTQCS）の実施指針を採用した。

PTQCS は品質保証の枠組みで中級レベルでの技術業務の能力（知識、技術、心構え、価値）獲得の認められるための根拠として採用されたものである。PTQCS は人の資格水準を決める手順であり特定水準での能力を獲得するのに認められる手順でもある。

PTQCS の実施指針は数度改められたが評価と認定が伸びていることに変わりはない。国家免状が産業界で広く受け入れられているという根拠は十分でないが TESDA の発行する能力証明書が国内、国外雇用者にその価値が認められているということは注目すべきである。

政治と指針が変わったにも係らず認可プログラムの主な目的は不変である。評価と認可は将来を見据えれば教育制度から出てくるものと労働市場需要との接点ととらえられるべきである。認可プログラムは下記の目的で実施されている。

- ・社会目的 : フィリピン労働者の能力レベルを向上させ専門技術を高めることで生活の質を改善する。
- ・発展目的 : 人的資源発展の基礎として役に立つ。
- ・管理目的 : 賃金管理、動機付け、昇進のための基礎として役立つ。
- ・全般的な目的 : よりよい製品とサービスを提供することで消費者の一般的福利を増進する。

能力評価と認可は 2 段階で実施される。まず通常の評価が認定された民間評価センターで手数料を払って行われ次いで TESDA 評価センター（TAC）という名称で認定されている 125 カ所の TESDA 科学技術協会で引き受けられる。無料評価サービス（FAST）は政府が介入し貧しいけれども能力ある人が TESDA 評価サービスを利用できるようにするものである。

TESDA 委員会はすべての TVET プログラムを学び終えた学生、訓練生は必ず評価を受けるべき（必須評価）と規定しており、能力が一定の水準に達しているかを決定する。しかしその評価に合格することが卒業の必要条件ではない。

これら学生、訓練生がこの必須評価を受けるのを促進するため TESDA はすべての TESDA 評価センターに民間の職業機関を評価開催地として指定する権限を与えている。この体制の目的とするところは評価サービスを学生の身近なところへ持ってくることである。これで学生は評価が学校敷地内で行われ評価センターに足を運ぶ必要がなくなる。この取決めに参加した民間の職業機関は資格を評価するにあたり、認定された能力評価者をお互いに出向させている。

認定された民間評価センターでの評価は平日に行われ、一方 TESDA 評価センターでの評価は土・日曜日に行われる。しかし訓練の中休みがある場合は、その休みを利用し平日にも予定される。必須評価は平日に行われるが時として土・日曜日にも行われる。

認定された民間評価センターの能力評価者が評価を行えば謝礼金が支払われる。必須評価

の場合民間の職業機関のTQ1/AQ1 評価者は評価1人当たり100ペソ<sup>1</sup>の謝礼金が支払われ他方TESDA認定の能力査定者には土・日の評価サービスについてはそれを補う休暇が認められる。地方報告書によれば、無償の評価が用意されても被評価者から見れば魅力に乏しいようである。2007年5月の無料評価サービス（Free Assessment Service of TESDA：FAST）実施以来2008年6月までの間87.5%が認定された民間評価センターに手数料を払って評価を行いFASTに頼ったのは12.5%のみであった。

海上部門での評価認可が履行されたのは1978年の船員に対する訓練、許可、監視基準（STCW）要求に応じたものである。新しく参加した人及び以前に発行された能力証明書を使用しなかった船員に対し許可された民間評価センターで評価が行われる。このセンターはBataan、Cavite、Iloilo、Cebu、Tacloban、Davao、Manila、首都圏Makatiの各地にある。能力証明書（COC）エンジン、甲板格付の更新は国家証明書登録－無償評価サービスで引き受けられている。

質を高めるための評価認可制度の履行を確実なものにするため、能力評価者と評価センターの基準クリア認定、能力評価、証明書の準備・発行、国家証明書（NC）能力証明書（COC）更新・再確認、NCとCOCの取替え、認証、苦情申立てに関する手続手引書が全国に配備された。すべての地方の実施者は評価と認可に関して裁可された品質水準に添っているかの審査を受ける。

さらに、品質基準制度を守るため、すべての現存の認可能力評価センターは「評価センター・能力評価者基準クリア認定に関する手続及び手引書」に書かれている指針と必要条件の下、再認定を受ける必要がある。この再認定に合格した評価センターと能力評価者のみが改善された評価プログラムの中心となる。

プログラム履行に当たって考えなければならないもう一つの要因は以前採用された評価料金の減額について国家経済開発庁（NEDA）が承認するかどうかである。この評価料金はTESDA委員会決議No.2007-15で規定されたもので“評価料金に関するすべての委員会決議を改正し評価料金の減額を承認”している。

#### 4.2.2 評価の実施状況

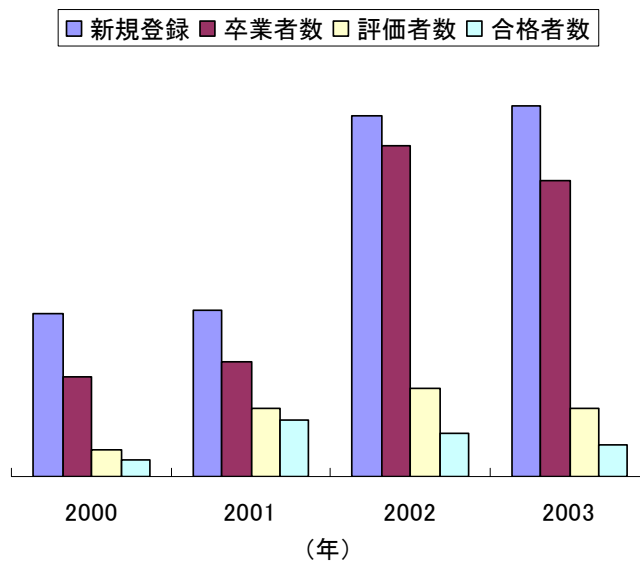
表4-8 評価の実施状況

年	新規登録	卒業者数		受験者数		合格者数	
	人数	人数	%	人数	%	人数	%
2000	554,017	340,111	61.4	90,472	26.6	57,628	63.7
2001	566,653	389,336	68.7	234,166	60.1	193,030	82.4
2002	1,227,228	1,127,363	91.9	300,524	26.7	146,673	48.8
2003	1,264,768	1,006,561	79.6	232,062	23.1	109,468	47.2

<sup>1</sup> 1フィリピンペソ=1.9079円（2009年11月16日現在）



図 4 - 1 評価の実施状況



\*出典：TVET Statistics 2000-2004. February 2005

表 4 - 8 に見られるように、全国的に TVET の新規登録者及び卒業者数は国家技術教育技能開発計画（National Technical Education and Skills Development Plan：NTESDP）開始後の 2000 年から 2001 年にかけては緩やかに増加しているが 2001 年から 2003 年にかけては急激な伸びとなった。評価受験者数は気まぐれに増減しているが合格率は次第に減少している。

最も高い合格率は 2001 年の 82.4% であるがこれは訓練認可監視 (Standard of Training, Certification and Watch-keeping：STCW) のための基準協約に応じて特に船上労働者のための必須認可が行われた年であったからである。2001 年から 2003 年の間海上勤務者が年平均 91.7% と最も高い認可率であった。その後は船員の能力認可の期間が 3 年であること、中東での戦争、2003 年の鳥インフルエンザの発生で主要市場経済が弱体化した結果、海外労働市場における就業機会が落ち込み、評価合格率認可を下げる要因になった。

他にも、この合格率の大きな低下は、評価制度の根本的改善が遅れていることに起因している。訓練基準と試験の改善を早く進めなければならない。2003 年には 23 万人が評価を利用した。そのうち 47% の人が認可を受けている。評価手段がさらに進展すれば評価を受けたいと願う人が増加するはずである。

表 4 - 9 TESDA 合格率（単位：人 / %）

地域	2002			2003			2004			2005			2006		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
I	2,091	498	24	20,447	5,195	25	14,103	5,896	42	15,825	6,245	39	13,647	6,251	46
II	2,727	541	20	10,923	1,610	15	7,745	2,389	31	11,325	3,818	34	12,162	3,952	32
III	6,131	5,113	83	10,204	3,900	38	9,017	4,967	55	11,608	7,909	68	16,782	12,362	74
IV-A	9,886	4,533	46	19,453	8,352	43	14,845	7,992	54	17,862	11,804	66	19,366	11,757	61
IV-B							6,844	3,006	44	10,431	2,715	26	8,733	2,225	25
V	4,458	1,325	30	16,916	2,599	15	9,983	2,984	30	10,046	3,492	35	12,430	4,872	39
VI	7,041	3,663	52	14,697	5,081	35	11,062	5,248	47	20,352	4,772	23	22,096	8,879	40
VII	3,648	3,173	87	10,122	4,924	49	12,488	7,210	58	13,613	7,286	54	18,695	11,663	62
VIII	2,855	1,017	36	7,914	1,802	23	7,337	1,592	22	15,209	9,124	60	16,795	12,524	75
IX	1,609	198	12	10,633	947	9	5,938	1,373	23	12,632	2,466	20	13,310	4,190	31
X	729	471	65	12,278	3,616	29	9,244	4,010	43	12,101	5,427	45	8,755	4,986	57
XI	5,285	2,107	40	7,700	2,321	30	8,054	3,153	39	14,191	3,095	22	14,531	6,000	41
XII	789	125	16	12,342	6,259	51	9,118	1,848	20	9,642	2,275	24	9,812	3,720	38
マニラ首都圏	105,602	90,818	86	72,483	62,158	86	31,680	27,300	86	78,417	59,683	76	106,658	92,866	87
山岳行政地区	1,128	610	54	5,823	2,400	41	7,623	3,579	47	8,950	4,287	48	10,732	6,799	63
CARAGA	1,379	468	34	7,217	3,460	48	7,251	5,046	70	8,947	906	10	9,140	1,963	21
ミンダナオ イスラム自治	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	357	27	8
(国外活動 アーティスト)	78,853	78,370	-	61,372	32,049	52	71,525	53,378	75	-	-	-	-	-	-
合計	234,211	193,030	82	300,794	146,673	49	244,397	140,971	58	27,151	135,304	50	314,001	195,036	62

\*出典：TESD Statistics. [www.tesda.gov.ph](http://www.tesda.gov.ph)

### 4.3 相互認証

全世界的な動きが早まる中、各国は生き残りを模索し競争力をつけようと努力を続けてきた。世界的な自由化で各国の資本、知識、人的資源は自由で国境のない動きとなり技術が急激に変化し仕事も組織化されている。この世界的な情勢変化は国際市場でフィリピン労働者が生き残るには大きな挑戦であり多くのチャンスを生み出す。この挑戦のため引き続き仕事に必要な量と質の労働者を適正に確保し、人材の啓発と補充していくことが求められている。さらに、労働市場での強力な情報力と技術発展をよく見定めることも重要である。なぜなら技術力のある労働者を啓発するには積極的な態度が必要であり一朝一夕にはなしえないからである。フィリピン労働力が知識に根ざしたものに変わり国内外で求められる技術と能力に適応したものに変わっていく刺激となる。

今後は世界的競争が叫ばれる中技術と資格付与の比較と相互認識について他の国とお互いに打合せ活発に追求するのが肝要である。これはフィリピン労働者が労働市場で機動的に移動する機会に大きく寄与することになる。産業界の要請、国際的な基準と提携し大きな職務適合に向けこの国での技術と資格能力水準の発展と確認に結びつく。

TESDA は引き続き国内外でのネットワークと同盟拡大、強化を追及している。国際的仲間との戦略的同盟にはサウジアラビア技術職業訓練一般機構 **General Organization for Technical and Vocational Training : GOTEVOT** や、ユネスコの職業訓練組織 **UNEVOC** ネットワーク (**International Center for Technical and Vocational Education and Training**) が含まれている。

#### 【参考文献】

1. Cho, Jeong-yoon. (2001). Mutual recognition of IT qualification between Korea and Japan. *Vocation and Human resource development*. Vol.4, No.4
2. Cho, Jeong-yoon. (2001). *Reform of national technical qualification items and system*.
3. Department of Science and Technology. (1999). *The policy improvement of professional engineer's status based on globalization strategies*.
4. Human Resources Development Service of Korea (HRD Korea). (n.d.). <http://www.q-net.or.kr/>
5. Human Resources Development Service of Korea (HRD Korea). (n.d.). <http://www.q-net.or.kr/crf006.do?id=crf00615&gSite=Q&gld=>
6. Human Resources Development Service of Korea (HRD Korea). (n.d.). <http://www.q-net.or.kr/english/page/category.htm#>
7. Human Resources Development Service of Korea (HRD Korea). (2009). *The guide for national technical qualification testing*.
8. Korea Chamber of Commerce and Industry (KCCI). (n.d.). <http://license.korcham.net/index.html>
9. Korea Chamber of Commerce and Industry (KCCI). (n.d.). [http://license.korcham.net/eximinfo/guide/guide.jsp?it\\_smenu=7100#](http://license.korcham.net/eximinfo/guide/guide.jsp?it_smenu=7100#)

10. Ministry of Labor. (n.d.).  
[http://www.molab.go.kr/oneclick/work12/sub07\\_01.jsp?smenu=12\\_060101&gb=1](http://www.molab.go.kr/oneclick/work12/sub07_01.jsp?smenu=12_060101&gb=1)
11. Ministry of Labor. (n.d.).  
<http://www.molab.go.kr/Source:http://www.molab.go.kr/oneclick/work12/sub06.jsp>
12. Ministry of Labor. (n.d.). *Employment and labor policy in Korea.*